

法改正対応
令和8年10月施行

個人ばく露測定講習

(登録番号：第222号)

令和7年5月の労働安全衛生法/作業環境測定法改正により、これまで技術上の指針で規定されていた確認測定のための個人ばく露測定が、**労働安全衛生法第65条の3に基づく作業環境測定**として位置付けられます（令和8年10月1日施行）。

これにより、厚生労働省令で個人ばく露測定を実施すべき対象や、精度を確保するために必要な資格が示されるとともに、厚生労働告示で個人ばく露測定の方法などが定められるものと考えられます。

個人ばく露測定の実施に必要な資格については、有機溶剤中毒予防規則等の関連で、既に個人ばく露測定講習規程が整備されています。

この講習は作業環境測定士が行うサンプリングを補助できる資格を取得することができる個人ばく露測定講習（サンプリングに関する講習）です。

作業環境測定士が書面で指定した方法に従ってサンプリングを行うことができます。

企業担当者向け サンプリング講習（1日）

日 程：12月2日(水)

会 場：中国四国安全衛生サービスセンター
(広島市西区三篠町3-25-30)

参加費：33,000円

※参加費にはテキスト代、消費税10%を含みます

受講資格：なし（企業に所属する衛生管理者、安全衛生スタッフなど）
※作業環境測定士の資格は必要ありません

お問合せ 中央労働災害防止協会（中災防）
中国四国安全衛生サービスセンター
TEL：082-238-4707
E-mail：chushiko@jisha.or.jp

JISHA
中災防